

広島県告示第六百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

鳴滝山特定猟具（銃器）使用禁止区域

二 区域

尾道市吉和町地内の尾道市林道鳴滝線と同町鳴滝の水槽タンクに通じる管理道との交点を起点として、同所から同管理道を南西方に進み同タンクを経て尾道市と三原市との境界線に至り、同所から同境界線を西方に進み更に北方に進み瀬戸内海国立公園鳴滝山公園内歩道との交点に至り、同所から同歩道を東方に進み尾道市林道鳴滝線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み更に南東方に進み基点に至る線に囲まれた区域一円

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

三川ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

二 区域

世羅郡世羅町地内の三川ダム貯水池の常時満水位における水面の水際線から百メートルの範囲の区域一円

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器